

返戻規程

1. 丙が、丙の事由により解雇又は自己都合により退職に至った場合、乙が受領した前条の紹介手数料の一部を下記のとおり甲へ返金するものとする。その際の振込手数料は乙が負担する。

記

- ・ 丙の入社日より1か月未満で退職した場合 手数料の80%（1円未満切捨）
- ・ 丙の入社日より1か月以上3か月未満で退職した場合 手数料の50%（1円未満切捨）
- ・ 丙の入社日より3か月以上6か月未満で退職した場合 手数料の20%（1円未満切捨）

- 2 丙が、専ら甲の事由により退職に至った場合、乙が受領した手数料は返却しないものとする。尚、当該退職が甲による手数料の支払い前であっても、甲の支払債務は消滅しないものとする。